

## 諸外国の温暖化対策税における税収の使途（未定稿）

諸外国においては、温暖化対策税の税収は、基本的に一般財源（他の税の減税財源とするものを含む）であるとされている。他方、英国、ドイツ、オランダ、デンマーク等においては、一部温暖化対策関連の財源としての説明がなされているところ。本専門委員会では、温暖化対策の財源とすることを視野に検討を進めていることから、以下では、一部温暖化対策関連の財源とされている例について調査を行った。

# 英 国

## 1 税収規模

年 度	2001/2002 年 (実績)	2002/2003 年 (見込)	2003/2004 年 (見込)
税 収	600 百万ポンド	800 百万ポンド	900 百万ポンド

## 2 用途

使 途		内 容	金 額
エ ネ ル ギ ー 効 率 対 策 等	エネルギー効率対策事業	Carbon Trust (2001年4月に政府により設立された独立の非営利組織。年間の資金規模は約50百万ポンドである。資金は約3分の2が気候変動税の税収で、資金の総額はDEFRAからの助成金等からなる。)が行う「アクション・エネルギー・プログラム」(エネルギー効率・ベストプラクティス・プログラムを2002年6月に改称)の実施。内容は次の3つ。 (1) 非家庭部門のエネルギー使用者に対する情報提供及び専門家による無料アドバイス (2) 中小企業の省エネルギー機器購入に対する無利子融資制度 (Energy Loan) (3) 新たな炭素排出削減技術の開発を促進するためのローカーボン・イノベーション・プログラム (Low Carbon Innovation Programme) の実施。	約33百万ポンド/年間
	再生可能エネルギー分野への支援	DTI (貿易産業省) が行う。	約13百万ポンド/年間
	エネルギー作物事業	DEFRA (環境食料農村地域省) が行う。	約4百万ポンド/年間
省エネ投資に対する資本控除拡大制度 (Enhanced Capital Allowance) 実施のための財源		特定の省エネルギー技術を用いた設備を導入するための投資について、当該設備を導入した年度において要した費用の100%を納税者の利益から差し引くことを認め、投資を促進する。ボイラー、モーター、CHP (コージェネレーション)、照明、太陽熱利用システム等の12分野での2,500を超える認定製品(「エネルギー技術リスト」に掲載)が対象。	2001/2002年(見込): 70百万ポンド 2002/2003年(見込): 130百万ポンド
雇用者の国民保険負担額の削減のための財源			税収のうち上欄を除いた額

### 3 用途に係る法令、予算等の根拠

#### (1) 法令の根拠

税収は、一般税収 ( general taxation revenue ) に分類され、気候変動税を規定した財政法 ( Financial Act 2000, sch.6 ) には、税収の用途に関する特段の定めがない。

#### (2) 予算の根拠

税導入時期の Pre-Budget Report 1999( 1999 年 11 月。Pre-Budget Report は、翌年度の予算内容案をまとめたもの。Budget Report が、事実上の予算書に当たる。) では、税収は、雇用者の国民保険負担額 ( employer NICs ) の 0.3%削減のほか、エネルギー効率対策への追加的な支援を通じ、事業部門全体に還元すること ( recycling all the revenues raised back to business as a whole ) が明記され、その後の Budget Report 及び Pre-Budget Report においても気候変動税の税収によるエネルギー効率対策への支援が明記されている。

#### 出所

- Budget Report、Pre-Budget Report 等の英国政府予算関係資料
- 英国国会資料
- Carbon Trust プレス資料

# ド イ ツ

## 1 税収規模

(単位：百万ユーロ)

	1999	2000	2001	2002	2003
税収額(増収分)合計	4,300	8,800	11,800	14,600	18,800
年金保険料引き下げ率[%]	0.6	1.0	1.3	1.5	1.7

(ドイツ環境省, “The ecological tax reform: introduction, continuation and further development to an ecological financial reform”)

## 2 用途

使 途	内 容	金 額
年金保険料の負担軽減	<p>鉱油税及び電気税の環境税制改革における増収分のほとんど(90%以上)を年金保険料の負担軽減に充てることとしている。</p> <p>環境税制改革による増収額(鉱油税及び電気税以外の税収を含む。)及び年金保険料の引き下げ率は上表のとおり。1999年から2001年までは実績値、2002年及び2003年は推計値である。税収額の増加とともに、年金保険料の引き下げ率も大きくなっている。</p> <p>2003年の環境税制改革による増収額18,800百万ユーロのうち、約17,000百万ユーロ(90%以上)が年金保険の財源として支出される。年金保険料の負担率は、1998年の20.3%から2003年の19.5%に引き下げられる(環境税制改革がなかった場合、年金保険料負担率は2003年に21.2%となる)。</p>	税収の90パーセント以上
再生可能エネルギーの利用促進(市場インセンティブプログラム)	ソーラーパネル、学校への太陽電池の設置、固体バイオマス発電所、小型のバイオガス及び水力発電所、地熱発電所の利用をさらに広げることを目的として助成金を支出する。	1999年 200百万ドイツマルク 2000年 200百万ドイツマルク 2001年 300百万ドイツマルク 2002年 190百万ユーロ 2003年 190百万ユーロ 2004年 200百万ユーロ 2005年 220百万ユーロ 2006年 230百万ユーロ
建物の改善に対する支出	2003年から実施。電気エネルギーの削減又は熱効率の向上のための建物の改善に対し支出する。	150百万ユーロ
旧式夜間蓄熱暖房システムの段階的廃止	2003年から実施。旧式のシステム(熱効率が悪く、環境負荷が大きいと推察される)の廃止に要する費用に充てる。	10百万ユーロ

### 3 用途に係る法令、予算等の根拠

- (1) 年金保険料の負担軽減（免除、還付又は払戻）  
鉱油税法及び電気税法で規定されている。
- (2) 再生可能エネルギーの利用促進、建物の改善に対する支出及び旧式夜間蓄熱暖房システムの段階的廃止のための用途  
法律に特段の規定は見られず、予算上は不明。

### 4 参考事項等

ドイツの環境税制改革では、得られた税収のほとんど（90%以上）を年金保険料の負担軽減に充当することで税制中立と同様の効果を確保している。

#### 出所

- Ministry of Environment, “The ecological tax reform: introduction, continuation and further development to an ecological financial reform”
- Federal Statistical Office Germany, “Total revenues from environment-related taxes and charges”

# オランダ

## 1 税収規模

	2002 年度推計値
一般燃料税	約 652 百万ユーロ
エネルギー規制税	約 2,428 百万ユーロ

エネルギー規制税の約60%が家庭部門、約40%が企業部門から徴収されているようである。

## 2 用途

	使 途	内 容	金 額
一般燃料税	一般財源に繰り入れ	全額が一般財源とされる。	2002 年度推計 約 652 百万ユーロ
エネルギー規制税	一般家庭に対する所得税軽減のための財源	次の 3 つの方法で行う。 (1) 最も所得の低い階層に対する 0.6%の所得税率引き下げ (2) 所得税控除額の引き上げ (3) 高齢者に対する標準控除額（標準控除とは、納税者の申告資格に応じて、所得額と関係なく一律に定められた所得控除のことをいう。）の引き上げ	不明
	企業に対する社会保険料の雇用者負担の軽減のための財源		不明
	企業に対する税の軽減のための財源	次の 4 つの方法で行う。 (1) 小規模の独立企業向け概算控除の引き上げ (2) 法人税率の引き下げ（利益の 45,000 ユーロ超分に対する税率を 3%削減する。） (3) 環境設備投資の加速償却 (4) 省エネルギー投資に対する税控除	不明
	エネルギー奨励金	エネルギー効率の高い家庭用電気用品を購入した者又は復層ガラスの使用等住宅の省エネ化のための工事を行った者に間接的に補助を行う制度。2000 年 1 月 1 日に導入された。2001 年 1 月 1 日からは、対象範囲が拡張されて、太陽光発電、太陽熱温水器及びヒートポンプも含まれるようになった。 税は、政府から第三者機関を通じて家庭用電気用品を販売し、又は工事を行った企業に交付されていると推察される。企業に交付された税が商品又は工事の価額に反映され、安くなるので一般国民が間接的に補助を受ける仕組み。	2000 年度 約 91 百万ユーロ 2001 年度 約 118 百万ユーロ

### 3 使途に係る法令、予算等の根拠

不明

出所

- オランダ住居・国土計画・環境省(2001), THIRD NETHERLANDS' NATIONAL COMMUNICATION ON CLIMATE CHANGE POLICIES Prepared for the Conference of the Parties under the Framework Convention on Climate Change.
- オランダ財務省(2002), Taxation in the Netherlands 2002.
- Wijngaart, R. van den and Ybema, J.R. (2002), Reference projection for greenhouse gases in the Netherlands Emission projections for the period 2001-2010.
- オランダ住居・国土計画・環境省(2002), The Netherlands' Environmental Tax on Fuels Questions and Answers.
- オランダ住居・国土計画・環境省(2002), The Netherlands' Regulatory Tax on Energy Questions and Answers.
- Heineken, K.A.(2002), The History of the Dutch Regulatory Energy Tax. How the Dutch introduced and expanded a tax on small-scale energy use. Paper prepared for the Third Annual Global Conference on Environmental Taxation, Woodstock, VT, USA, April 12 – 13, 2002

## デンマーク

### 1 税収規模（実績）

（単位：百万クローネ）

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
CO2 税	3.318	3.245	3.693	3.930	4.550	4.515	4.725	4.750	4,924

### 2 使途

（金額は 1995 年当時の予測値）

使 途	内 容	金 額
協定締結企業のエネルギー効率改善対策に対する補助（企業の投資インセンティブ）	<p>政府とエネルギー効率改善対策に関する協定を締結した企業に対し、エネルギー効率改善プロジェクトの実施に対する補助金を支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府と協定を締結した企業は、政府との協定の期間中に実施されるプロジェクトを全て記述したエネルギー監査報告書を作成する。</li> <li>重工程を有する企業（エネルギー集約型企业）は、4 年以内に合意したプロジェクトに着手する必要がある。</li> <li>協定の内容が満たされていないと判断される場合には、補助金の支出は行われない。</li> </ul>	<p>4 年間で総額 1,800 百万クローネを予定</p> <p>1996 年 300 百万クローネ 1997 年 500 百万クローネ 1998 年 500 百万クローネ 1999 年 500 百万クローネ 2000 年 0 百万クローネ</p>
社会保険雇用者負担の削減のための財源	企業の社会保険の雇用者負担の削減分に充てる。	<p>1996 年 200 百万クローネ 1997 年 490 百万クローネ 1998 年 945 百万クローネ 1999 年 1115 百万クローネ 2000 年 1750 百万クローネ</p>
中小企業向けの還元	エネルギー集約型の大企業の場合、政府との契約により省エネ補助を受けることができるが、中小企業ではこの恩恵を受けられない企業も多い。このため中小企業に対する負担緩和措置として同制度が設けられた。	<p>1996 年 180 百万クローネ 1997 年 210 百万クローネ 1998 年 255 百万クローネ 1999 年 255 百万クローネ 2000 年 295 百万クローネ</p>
行政コスト	詳細は不明	<p>1996 年 30 百万クローネ 1997 年 30 百万クローネ 1998 年 30 百万クローネ 1999 年 30 百万クローネ 2000 年 30 百万クローネ</p>



### 3 用途に係る法令、予算等の根拠

不明

### 4 参考事項等

デンマークでは、1992年5月に炭素含有量に依存する税の導入が行われて以来、1993年、1995年に制度の拡充が行われてきた。1995年の制度改変は、環境税制改革の名のもと、特に産業部門の税システムを大幅に変更した。同税に関する法の議会での議論において、環境税制改革の目的は、増税ではないため、産業部門からの税収は基本的に、産業に全額還流されるものとされた。

出所

- Ministry of Finance(1995)Energy Tax on Industry in Denmark. Shults Information.
- デンマーク政府へのアンケート調査結果(2000-2001)
- デンマーク政府提供の税収資料(2000-2001)
- The Danish Ministry of Taxation 2002